

南監第 42 号
令和 5 年 2 月 1 日

南伊勢町代表監査委員 見並健一



南伊勢町監査委員 田中喜一郎



公金横領事案に係る監査結果に基づく措置について

令和 5 年 2 月 1 日付け南総第 220 号により南伊勢町長から、元町立病院の職員及びその元上司であった 4 名に対し、令和 5 年 1 月 11 日付け南監第 41 号の監査結果に基づき、損害賠償命令が行われましたので公表します。

南総第 220 号
令和 5 年 2 月 1 日

南伊勢町代表監査委員
見並 健一 様

南伊勢町長 上村 久仁



職員賠償命令の通知について

地方自治法第 199 条第 9 項の監査結果の報告を受け、別紙のとおり職員賠償命令を行いますので、同条第 14 項の規定により通知します。

記

別 紙

別紙

対象者	賠償金額	
	損害額	1億1754万3276円
	遅延損害金	40万7388円
	合計	1億1795万0664円
	損害額	375万9889円
	遅延損害金	7732円
	合計	376万7621円
	損害額	1335万6300円
	遅延損害金	2万2129円
	合計	1337万8429円
	損害額	412万9500円
	遅延損害金	5092円
	合計	413万4592円
	損害額	2913万0000円
	遅延損害金	13万9636円
	合計	2926万9636円
合計	損害額	1億6791万8965円
	遅延損害金	58万1977円
	合計	1億6850万0942円

(参考)

【今後の流れ】

◎損害賠償命令書発送：2/1 （支払期限：2/28） ※賠償命令は行政処分

↓

1. 命令に従い納付

2. 行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）※3 か月以内

↓

○行政不服審査会（町村会）に諮問

長に対し、答申

○議会に諮問

長に対し、20 日以内に意見を述べる

↓

○諮問の後、議会からの答申を受けた後に、裁決を行い、審査請求人に対し、

裁決書を送付

3. 処分の取消しの訴え（取消訴訟：行政訴訟）※6 か月以内